省令

○総務省令第五十七号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百八十五条の十三第二項の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十七日

総務大臣　川端　達夫

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十六条の四の三第一号中「平成十七年十月一日」を「平成二十二年十月一日」に、「平成十七年国勢調査第一次基本集計第三表又は第四表」を「平成二十二年国勢調査人口等基本集計第三―二表」に、「表頭「総数」の表側「総数」を「表頭「総数（年齢）」のうち総数」に、「「〇～四」、「五～九」、「十～十四」及び「十五～十九」を「（再掲）〇～四歳」、「（再掲）五～九歳」、「（再掲）十～十四歳」及び「（再掲）十五～十九歳」」に改め、同条第二号中「平成十七年十月一日」を「平成二十二年十月一日」に、「平成十七年国勢調査従業地・通学地集計その一第一表（常住地又は従業地・通学地による年齢（五歳階級）、男女別人口及び就業者数）」を「平成二十二年国勢調査従業地・通学地による人口・産業等集計第一表（常住地又は従業地・通学地による年齢（五歳階級）、男女別人口及び就業者数）」に、「総数」を「総数（男女別）」に改め、同条第三号中「平成十七年十月一日」を「平成二十二年十月一日」に、「平成十七年国勢調査従業地・通学地集計その一第一表（常住地又は従業地・通学地による年齢（五歳階級）、男女別人口及び就業者数）」を「平成二十二年国勢調査従業地・通学地による人口・産業等集計第一表（常住地又は従業地・通学地による年齢（五歳階級）、男女別人口及び就業者数）」に、「総数」を「総数（男女別）」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十四年六月二十七日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則一七―〇―一〇四

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表内閣府の部沖縄総合事務局の項中「公園・まちづくり調整官」を「公園・まちづくり調整官　適正業務指導官」に、「主任工事検査官」を「総括検査・技術指導官」に改める。

別表公正取引委員会の部事務総局の項中「審査管理官」を「参事官　審査管理官」に改める。

別表消費者庁の部内部部局の項中「消費者事故対応室長」を「財産被害対策室長」に改める。

別表総務省の部内部部局の項中「人事・恩給局参事官」を「人事・恩給局参事官、行政管理局管理官」に、「厚生企画管理室長」を「厚生企画管理室長　個人番号企画室長　情報システム室長」に改め、「行政手続・制度調査室長」を削り、「共同利用センター長」を「政府共通システム基盤センター長」に改め、「人事・恩給局、」の下に「企画調整課、」を加える。

別表消防庁の部内部部局の項中「救急企画室長　消防技術政策室長」を「消防技術政策室長　救急企画室長」に、「応急対策室長　防災情報室長」を「広域応援室長　防災情報室長　応急対策室長」に改める。

別表法務省の部最高検察庁の項中「監察室長　課長補佐（管理）　監察室長補佐」を「課長補佐（管理）」に改める。

別表外務省の部内部部局の項中「海上安全保障政策室長」を「海上安全保障政策室長　ハーグ条約室長」に改める。

別表財務省の部内部部局の項中「経済連携室長」を「経済連携室長　知的財産調査室長」に改める。

別表文部科学省の部内部部局の項中「国立大学法人評価委員会室長」を「国立大学戦略室長」に改め、「研究調整官」を削る。

別表厚生労働省の部内部部局の項中「情報企画室長　保健統計室長　国民生活基礎調査室長」を「保健統計室長　社会統計室長　世帯統計室長　賃金福祉統計室長」に、「労働条件確保改善対策室長」を「労働条件確保改善対策室長　医療労働企画官」に改め、「国際室長」を削り、「環境改善室長」を「環境改善室長　電離放射線労働者健康対策室長」に、「消費生活協同組合業務室長　中国孤児等対策室長」を「消費生活協同組合業務室長　生活困窮者自立支援室長　中国孤児等対策室長」に改め、「縦断調査室長」及び「、情報企画室長」を削り、「、国民生活基礎調査室長」を「、社会統計室長、世帯統計室長、賃金福祉統計室長」に、「、消費生活協同組合業務室長」を「、消費生活協同組合業務室長、生活困窮者自立支援室長」に改め、同部国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局国立知的障害児施設の項中「国立知的障害児施設」を「国立福祉型障害児入所施設」に改める。

別表農林水産省の部内部部局の項中「検疫対策室長」を「検疫対策室長　家畜防疫対策室長」に、「草地整備推進室長」を「草地整備推進室長　畜産危機管理官」に改め、同部農林水産技術会議事務局の項中「研究開発官　技術広報官」を「研究統括官　研究開発官」に改め、同部地方農政局の事務所又は事業所の建設所の項中「工事課長」を「課長」に改める。

別表国土交通省の部内部部局の項中「労働資材対策室長」に改め、「公園企画官」及び「港湾振興企画官」を削り、同部測地観測所の項を削り、同部地方整備局の項中「地方事業評価管理官　総括防災調整官」に改め、同部地方整備局の事務所の項中「海務調整官」を「専門官（人事又は職員団体に関する事務を担当する者に限る。）」に改める。

別表気象庁の部内部部局の項中「地震情報企画官」を「地震津波防災対策室長　地震情報企画官」に、「海洋気象情報室長　統計室長」を「海洋気象情報室長」に、「海洋気象情報室長又は統計室長」を「地震津波防災対策室長又は海洋気象情報室長」に改める。

別表環境省の部内部部局の項中「環境管理技術室長」を「除染渉外広報室長」に改める。

別表会計検査院の部事務総局の項中「公会計検査室長」を「公会計検査室長　復興検査室長」に改める。

別表備考第一項中「平成二十四年二月二十九日」を「平成二十四年五月三十一日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

○法務省告示第二百五十四号

石川県金沢市役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十四年七月二十七日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば金沢市役所又は金沢地方法務局に照会すること。

平成二十四年六月二十七日

法務大臣　滝　実

石川県金沢市浅野川上川除町九十二番地

逸見　知久

○法務省告示第二百五十五号

京都市東山区役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十四年七月二十七日までに、同区長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、京都市東山区役所又は京都地方法務局に照会すること。

平成二十四年六月二十七日

法務大臣　滝　実

京都市東山区大和大路通五條上ル池殿町二百二十番地

岩佐小よし